

高松家庭裁判所委員会（第35回）議事概要

1 日時

令和3年12月10日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

植松真抄子，亀谷哲也，小早川龍司（途中退出），坪井祐子，徳井真，長町協子，本山秀樹（途中退出），細川充，向井祐子，山下直子

(2) 説明者

川人廣美（訟廷管理官）

(3) 事務担当者

及川裕康（首席家庭裁判所調査官），小西孝雄（首席裁判所書記官），渡邊泉（事務局長），西田修司（事務局次長），塩見武和（総務課長），高橋潤平（総務課課長補佐），大谷みそら（総務課主任）

4 議事（■委員長，○委員，●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「裁判所における危機管理」に関する協議

ア テーマに関して，説明者が「裁判所における危機管理」について説明し，少年審判廷等の見学案内を行った。

イ 質疑応答及び意見交換

■ 「裁判所における危機管理」について，ご意見をうかがいたい。

○ ご苦労があることは重々承知している。我々は当事者の側なので，依頼者と一緒に行くときに，裁判所と協議しながらどうしたらよいかということなどを常々考えている。

○ 説明を聞いた上で少年審判廷等を見学したが，少年の逃走防止対策につ

いて、動線もしっかりしており問題ないように感じた。動線はすべて階段を利用してしたが、中には身体の不自由な少年もいるかと思う。その場合一般のエレベーターを使うことになると、配慮すべきところも増えてご苦労も増えるかと思う。

また、加害行為と同様に自傷行為の危険性もかなりあるのではないか。少年の身柄を移動させる車の中では加害行為、自傷行為は難しいかと思うが、一定のスペースに入ったときに少年の自傷行為や職員に対する危険があるのではないか。一定のスペースに入る前に少年が刃物などを持ち込んでいないかというチェックが必要ではないか。

- 施設を見たところ、よく考えられて対策が講じられているなど感じた。世間ではコロナ禍でリモート会議が定着してきているが、裁判所ではリモートで手続をすることは可能なのか、すでに検討されているのか。
- 裁判所でのウェブ会議利用については、現在一部の庁で試行を始めている。現在利用されている電話会議という手続があるが、電話でのコミュニケーションは情報が制限される面もあり、信頼関係を築きながら話し合いを進めていく調停手続では向き不向きがあるので、機器の整備が待たれるところである。
- 裁判所はIT化が若干遅れている官公署で、今後は、精力的に取り組み、定着させていきたいと考えている。
- 少年にとって腰縄や手錠をされるのはショッキングなことであると思うが、それらは逃走防止にどれほどの効果があるのか。諸外国でも腰縄や手錠を使っているのか。
- 検察庁も逃走防止及び危害行為防止については検討しなければならない課題であるが、裁判所はオープンな施設で、検察庁とは同様の対応をとることは難しいものとする。今、地裁は入り口で所持品検査等を実施しているが、家裁でしていないのは事情があるのか。

- 施設見学をし、様々な配慮がされていると感じた。実際、法廷警察権と庁舎管理権の行使をするのはどのくらいの件数があるのか。

また、職員全員が「進行に関する照会回答書」をもとに、個別の事件状況を把握するのは難しいであろうと感じた。自身の勤務先である保育所で考えると、子供たちは何をするのかわからない、普段しないことをするので危機管理がとても難しく、訓練と同様に、起こったことに対して対応をどのようにするかということも大切であると感じた。

- 家庭裁判所は開かれた官公署であり、かつ安全な場所でなければならない、というバランスをとっていくのが難しいなと思った。

観護措置室等に緊急時のブザーがあるとのことだが、見学した際に確認できなかったので説明してもらえるとありがたい。

- 観護措置室では、周りからは見えづらい場所にブザーのボタンが設置されている。

- ブザーを押すとその場で点灯するわけではなく、対応する職員がいる別の部屋で該当のプレートが点灯するようになっている。

- 少年の逃走防止対策の手錠や腰縄については、手錠をしてカバーを上からしており、腰縄も周りから見えないような配慮がされている。少年の動線で裁判所から車に乗るところは、外部から見えないように気を付けている。

- そのような形で配慮しているが、少年にとってはショックな体験になるかと思う。それを軽減し、かつ逃走防止を両立するのは難しいところである。身体の不自由な少年などについて、何か実例はあるか。

- 自身の実務経験としては記憶にないが、庁によっては身柄エリアにエレベーターがある。当庁でそのような配慮が必要であれば、警備計画を立て個別に考えることになると思う。身体の不自由な少年の事件が多い状況ではないため、通常支障がないことが多い。

- 入庁時の危険物所持について、ご意見いただきたい。
- 金属探知機のようなものがあればよいのではないか。
- 金属探知機はゲート式及び棒状探知機の二種類があり、事案によって使用を検討している。少年事件については、警察や検察庁で所持品検査を行ってから裁判所に送致され、裁判所から鑑別所へいくときも危険物は預かることになっており、関係機関同士で連携して対応しているところである。
- 所持品検査の実例についてはどうか。
- 頻繁に警備計画を立てるという状況ではないが、自身が当庁で経験したケースでは家事事件で双方に代理人弁護士がついていたので、あらかじめ検査をしてお伝えし、特に問題は生じなかった。
- 家裁では保護すべき当事者の動線が構築されているのか。通常の動線とは違うところを使用するなどの配慮はあるのか。
- 出入口が限られるため、動線で接触を完全に防止するというのは難しく、時間差を利用して配慮しているのが実情である。
- 危害行為等について、危険物の持ち込みについては金属探知機を利用するなどしてチェックができると思うが、例えば格闘技をしている、暴力行為に及びやすい性格など、事前に調べて対策をとることが可能なのか。
- 少年事件では、警察、検察庁、鑑別所等々から情報収集し、審判前に調査をしているので、少年についてはその傾向等を十分把握した上で審判期日を迎える。警察や鑑別所に警備の協力を依頼することもある。
- 家事事件の場合は、どういう人が来庁するのか予想しながら事件を進めていく必要がある。少年事件の場合、多くは逮捕勾留が先行し、少年鑑別所で心身を鑑別した上で審判手続になるので、情報のある程度把握できる場合が多い。在宅で事件を進めていて観護措置をとる場合は、注意深く対応する必要があると認識している。

また、法廷警察権と庁舎管理権の連携については、両者が一体となる計

画を作り、庁全体として対応し、事前に打ち合わせたことをきちんとやっていくことが重要であると思う。

■ 危害対応訓練や危害防止訓練について、コロナ禍での工夫などについてご紹介いただきたい。

○ 検察庁でも近日中に防災訓練があるが、コロナの関係で難しい部分がある。部分的にできることを実施し、それ以外は個々人で検討するなど、今できる範囲内でやるしかないと思っている。

○ 保育所では毎月行う火災時の避難訓練や年2回の不審者対応の訓練を行っているが、地域の人と一緒にを行う訓練まではできていない。

○ 大学も以前は年に2回大きい訓練をしていたが、今はできる範囲で行っている。以前はコミュニティセンターの防災イベントに学生がお手伝いに行っていたが、この一、二年はストップしている。

■ 危害行為防止対策としての入庁時の検査等について、ご意見いただきたい。

○ 県庁も一般の方に開かれた場所であるため、入庁検査などはしていないが大きな問題はない。以前県立の病院に勤めていたときに、刃物を持った患者さんが来院されたことがあり、そのときは職員数人が見守り対応したということがあったが、所持品検査までは難しかった。ただ、そのような情報を職員で共有することは徹底されていた。

■ 当事者対応について、対処方法などご意見をいただきたい。

○ 苦情等のある方への対応は、子ども女性センターでも日々苦慮している。ある程度の人数で対応はするものの、相手に威圧感を与えないために、相手の特性、関係性等を踏まえて対応者を考えている。対応について特に決まりはないが、他の来庁者が不安に思わないように、人の多いところで大きな声で話をされている方は移動していただくようにしているが、なかなか想定通りにはいかない。

- 県も福祉部門などにはかなり多くの苦情相談の方が来られる。その時は、複数の職員で対応することを意識している。対応者の負担が減り、相手の話を正確に聞くことができるので、そのように心がけている。一人の方に非常に長くかかっていると、その他の電話対応ができなかったり、他の来庁者をお待たせするため30分から1時間を目途に、と言っていた。
- 視聴者・リスナーからのご意見は専門の窓口で対応しているが、会社の規模としてその窓口に複数名を配置するのが難しい現状にある。ただ、情報は管理職員で共有し、解決できるように進めている。以前は一般の方にご利用いただける喫茶スペースが社内にあったが、今は利用を控えていただくようになった。一般の方に開かれる場所がもっとあってよいのではないかと思うが、昔と比べるとリスク管理が厳しくなったと感じている。
- 検察庁ではお電話でご質問があってお話しするということが多いと感じる。
- 保育所では保護者からのお話があった場合、とにかく保護者の思いを聞き、こちらの思いも伝えながら対応している。
- 大学も保護者からのお話は教員が個別対応しているが、みなさんおっしゃっているように複数対応で、正しく相手の方の話を伺うという対応をしている。対応時間については、30分から1時間を目安としているが、全てそのとおりにとはいかないのが現状である。

(3) 次回期日

令和4年7月15日（金）午後1時30分から開催することとした。